

労働保険料の申告と納付期限は7月12日(金)です

従業員を雇い入れると労働保険に加入しなければなりません

春日井民商だより

春日井市とぶき町一八三
☎八一一一四八二一
FAX 八一一一九七五六



従業員を雇うと

労働保険への加入は義務です

従業員を雇い入れると労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければなりません。加入せずにいると、2年遡って加入させられたり、労災事故があっても給付を受けられなくなるなどのペナルティを科せられる場合があります。

先日も源泉徴収の実務の相談に来た会員が「労働保険については知らなかった」とすぐに手続きを行うことになりました。春日井民商は国の認可を受けた労働保険事務組合があり、労働保険の手続きを行うことができます。従業員がいて、まだ労働保険の手続きをしていない方は事務所にご相談ください。

個別手続きの方の保険料申告は

七月十二日(金)が期限です

春日井民商が労働保険の事務委託を受けている事業所の労働保険の申告手続きは事務組

労働保険料申告書見本

合がまとめて行い、労働保険料は3回の分納で第1期の納付は七月二十五日(木)になっています。(6月中に納入通知書を送りま

すので口座引落の方は銀行残高の確認をお願いします) ハローワークなどで個別の手続きを行っている方は、七月十二日(金)が労働保険料の申告と納付期限になっています。概算保険料が40万円をこえると延納の手続きができますがそれ以下だと2年分の保険料を一括で納付しなければなりません。保険料の申告には昨年4月从今年の3月までに従業員の給料の金額が必要です。書き方等がわからない方は給与明細等を準備してご相談ください。

労働保険事務組合への

事務委託をご検討下さい

春日井民商の事務組合は、会員事業所の福利厚生を向上させるために作られた組合で事務手数料も低く設定しています。個別で手続きしている方も民商の事務組合への事務委託をご検討下さい。

事務組合へ委託すると

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
2. 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
3. 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます

従業員のない建設業従事者は一人親方組合へ大工工事などで従業員のない事業主は一人親方組合に加入することで労災保険に入れます。詳しくは事務所までお問い合わせください。

1月～6月までの源泉所得税の
(従業員等の給料の税金)
納期限は7月10日(水)です

源泉所得税(給料の預かり税金 1月～6月分)の納期限は7月10日(水)です。(納期の特例を受けている場合)年末調整と違い、納付書に支払額の合計と税金の合計を記入し、7月10日までに納入して下さい。

納める税金がない人でも納付書に『0』と書いて、提出しなければなりません。『0』の人は、納付書に『0』を記入して事務所までお持ちください。

※わからない方は電話予約の上、事務所までお越しください

◎中間納付では、税務署から書類や通知は届きません
◎納付書が手元に無い場合は、税務署へ電話をして取り寄せて下さい

毎年好評の
小豆島ソーメン
入荷しました
物価高でも値段据え置き
**1.8キロ入り
2,500円**

